

みんなの消防

入間東部地区事務組合（三芳町・富士見市・ふじみ野市）
 〒356-0058 ふじみ野市大井中央1-1-19 ☎261-6000(代) FAX 261-4395
 HP http://www.irumatohbu119.jp/ ✉shobo@irumatohbu119.jp(代)
 火災の問い合わせ ☎(263)0119 (音声案内) / 救急病院の御案内 ☎(261)6031 (休日・夜間)

▼ 防火作品の紹介

今年も管内の小学4年生を対象に防火ポスターと防火習字を、一般の人に防火標語を募集し、多数の応募をいただきました。最優秀賞及び優秀賞の作品は、管内事業所のご協力により1年間掲示するほか、火災予防運動などのPRに幅広く活用します。

【応募総数】

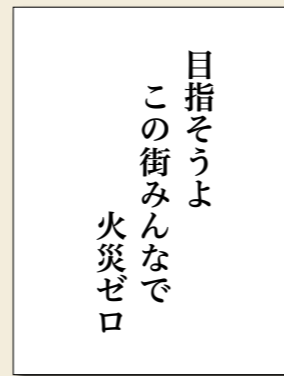
- ▶防火習字の部…766点
- ▶防火ポスターの部…234点
- ▶防火標語の部…143点



- 習字の部 - 最優秀賞
三芳町立三芳小学校
沖田 希愛 さん
オキタ ノア



- ポスターの部 - 最優秀賞
ふじみ野市立西原小学校
井上 和優 さん
イノウエ ナユ



- 標語の部 - 最優秀賞
富士見市
木村 佳凜 さん
キムラ カリン

■ 全国一斉秋の火災予防運動 11/9(月)～11/15(日)

秋から冬は空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象条件となります。暖房機器等の火気を使う機会が増えることから火災が発生しやすくなりますのでご注意ください。

▼当組合の令和元年度中の月別火災件数 (単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7	4	3	2	1	3	2	3	5	1	10	7

【放火対策の推進】

放火による火災（「放火の疑い」含む）は火災原因の第1位で、年々増加傾向です。放火を防ぐには、地域の防災力・防犯力を強化し、「放火されない、放火させない、放火されても大事に至らない」環境の整備が必要不可欠です。

⚠️ 放火を防ぐ7つのポイント

- 1 家のまわりに、廃材などの燃えやすいものは置かない。
- 2 自転車、オートバイ等のカバーに防災製品を使う。
- 3 ゴミは指定された日時・場所に出す。
- 4 普段から声を掛け合って隣り近所で情報交換する。
- 5 常に消火器・水バケツなどの消火用具を準備し、訓練等で使い方を覚える。
- 6 子どもたちに正しい火の取扱いを指導し、火遊びや放火への誘惑を抑える。
- 7 旅行などで長期間、家を留守にする場合は、新聞の配達を一時ストップさせる。

■ 消防団協力事業所に認定

今年8月、塩野建設工業株式会社様（本社：三芳町）を新たに消防団協力事業所(*)として認定し、消防団協力事業所表示証を交付しました。



*災害時の資機材提供等、地域の防災体制の充実強化に協力する事業所。

■ 11/9は「119番の日」

⚠️ 携帯電話等からの119番通報のポイント

- 1 付近の目標となる建物や住居表示板などで住所を確認。位置情報サービスは「オン」に設定しておく。
 - 2 通報後、消防指令センターや救急隊等から折り返しの電話をかける場合があるので、救急隊等の到着まで携帯電話の電源を切らずに手元に置いておく。
 - 3 通報時は「あわてず・はっきり・正確に」。
- ※車の運転中は安全な場所に移動後、通報してください。

■ 風水害時における消防団活動の実施

8/1(土)に富士見ガーデンビーチで、各消防団に今年度配備した災害救助艇の取扱い訓練及び救助活動訓練を実施しました。訓練には各消防団の団長以下40人の消防団員が参加。災害の発生に備え万全の準備を整えるため、職員や救助艇販売業者の指導の下、一つひとつを確認しながら訓練を実施しました。



■ 消防庁舎建設工事の進捗状況

当組合では、「自己完結型の開かれた消防庁舎」、「機能的消防庁舎」をコンセプトとし、東消防署富士見分署の庁舎移転整備を進めています。工事期間中、近隣の皆様にはご迷惑をおかけしますが、より良い消防サービスを図るために必要な工事ですので、ご理解とご協力をお願いします。



進捗状況(9月中旬現在)
庁舎棟スラブコンクリート打設工事

ひとり親家庭の皆さんへ ひとり親家庭等医療費助成制度

☎ こども支援課 ☎ 243

町では、母子・父子家庭等のひとり親家庭等の皆さんの生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的に医療費の一部を助成しています。

- ▶ **対象者**…母子・父子家庭、親のいない子を育てている養育者家庭、父または母に一定の障がいがあり18歳到達後の最初の3月31日(障がい20歳未満)までの児童を養育している家庭(所得制限有:児童扶養手当の限度額と同じ)。
※生活保護受給者、重度心身障害者医療対象者、児童福祉施設入所者は除く
- ▶ **助成内容**…保険診療にかかる一部負担金(2割、3割) ※高額療養費、附加給付金、入院時食事代などを除く
- ▶ **自己負担金**
通院:医療機関ごとに、1人につき、月1,000円まで
入院:1人につき、1日1,200円
※薬局(保険調剤)での自己負担金はありません。
※市町村住民税非課税者、中学校修了前の子は免除となります。
※学校等におけるケガや疾病および交通事故等の第三者行為による受診分は、支給対象外のため「**受給者証**」の利用はできません。(日本スポーツ振興センター災害共済等支給対象外となったときは、領収証を添えて償還払いの手続きをしてください)
- ▶ **登録内容の変更など**…婚姻、転出、氏名や住所変更、健康保険証や口座等に変更が生じた時は、必ず手続きを行ってください。

更新にかかる現況届の提出について

受給者証の有効期間が1月～12月のため、毎年11月に更新手続きに必要な受給資格の確認を行っています。
★該当する人には提出書類等の通知を送付しますので、忘れずに**11月30日(月)までに**手続きをしてください。
※8月の児童扶養手当現況届の対象者は手続不要です。

医療費受給者のみなさんへ 適正受診にご協力ください

☎ こども支援課 ☎ 243

- 福祉医療制度(こども・ひとり親・重度医療費)は町の皆さんの貴重な税金で実施しています。適正受診にご協力ください。
- 1 相談できるかかりつけ医を持ちましょう。
 - 2 同じ病気により複数の医療機関を受診する「はしご」受診は控えましょう。
 - 3 緊急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
 - 4 医療費負担軽減のためジェネリック医薬品を利用しましょう。
- ▶ **受診した方がよいか迷ったときは…**
#7119(ダイヤル回線、IP電話からは☎048-824-4199) 24時間365日相談できます。
 ※#8000または048-833-7911(子どもの相談)もこれまで通りつながります。

体罰によらない子育てを広げよう! 11月は児童虐待防止推進月間

☎ こども支援課 ☎ 242 川越児童相談所 ☎ 223-4152

2020年4月から児童福祉法が改正され、子どもへの体罰が法律で禁止されました。体罰が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります(科学的にも明らかになっています)。

▼ しつけと体罰はどう違う?

しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすれば良いのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

▼ こんなことしていませんか

- ・何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座させた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

↑これらはすべて**体罰**です。

▼ 体罰等によらない子育ての工夫のポイント

- 1 **子どもの気持ちや考えに耳を傾ける。**
相手に気持ちや考えを受け止めてもらえたという経験によって、子どもは落ち着いたり大切にされていると感じます。
- 2 **「言うことを聞かない」にもいろいろある。**
気を引きたい、言われたことが理解できない、体調が悪いなど言うことを聞かない理由はさまざま。重要でない場合、今はそれ以上やり合わないのも一つの手です。
- 3 **子どもの成長・発達によっても異なることがある。**
年齢や成長、発達状況によって、できることとできないことがあります。困難に応じたケアを考え対応しましょう。
- 4 **子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整える。**
危ないものを近くに置かないなど、叱らないでよい環境や子どもが自分でできる環境を工夫して作りましょう。

体罰等とはよくないとわかっていても状況や理由によって、難しいと感じられることもあります。**安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。**

▼ 見落とさないで! 子どものサイン

児童虐待の早期発見・防止には地域の人の協力が必要です。不自然な傷やアザがある、衣服や体が常に汚れている、夜遅くまで一人で遊んでいる等、“ちょっとした”気づきで虐待から救うことができます。

虐待かもと思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル

いち はやく
189

※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

近くの児童相談所につながります。

通告は発見した人の義務です。連絡した人が特定されないように秘密は守られます。